

苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会 次第

日 時 令和2年11月2日(月)
午後3時00分～
場 所 苫小牧市役所 5階
第2応接室

【 委嘱状交付式 】

- 1 開 式
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 閉 式

【 第22期(令和2～4年度)苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会 】

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 正・副会長の選出
- 4 正・副会長の挨拶
- 5 報告事項
 - (1) 令和元年度決算状況及び令和2年度上半期取扱実績等について・・・資料1
- 6 協議事項
 - (1) 指定管理者制度導入に係る苫小牧市公設地方卸売市場条例の一部改正について・・・資料2
 - (2) 買出人取扱要領の変更について・・・資料3
- 7 その他

苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会委員名簿

第22期

(令和2年度～令和4年度) 17名

区分	所属別	役職名	氏名
学識経験者	苫小牧商工会議所	副会長	いちまちみねゆき 市町峰行
	苫小牧駒沢大学	学部長	きくやひろ 関谷雅弘
消費者	苫小牧市町内会連合会	理事	よしだとしあき 吉田利昭
	苫小牧市町内会連合会女性部会	理事	ひらたえみこ 平田榮美子
	苫小牧市女性団体連絡協議会	理事	お緒がたとしこ 緒方俊子
	苫小牧消費者協会	理事	みねのまゆみ 嶺野真弓
卸売業者	マルトマ苫小牧卸売株式会社	代表取締役社長	にしだこういち 西田浩一
	丸一苫小牧中央青果株式会社	代表取締役	のぎわりょうすけ 野澤亨介
	苫小牧中央花卉株式会社	代表取締役	ふじけんた 藤田健太
仲卸組合	苫小牧青果仲卸協同組合	代表理事	なかやとしゆき 中谷敏行
	株式会社苫花	代表取締役	すずきみきや 鈴木幹也
買受人組合	苫小牧魚菜買受人協同組合	理事長	いしがきたかゆき 石垣孝幸
	苫小牧地方青果商業協同組合	副理事長	たなかとしひこ 田中敏彦
	苫小牧生花商組合	組合長	よねたよしり 米田嘉慎
生産者	苫小牧漁業協同組合	代表理事組合長	いとうのぶたか 伊藤信孝
	とまこまい広域農業協同組合	参事	はつとりけいぞう 服部啓三
一般公募	一般公募	-	みのしまさちこ 蓑島佐知子

令和元年度決算(前年比)の収益的収支及び資本的収支の比較表

資料1

(収益的収入及び支出)

(単位:千円)

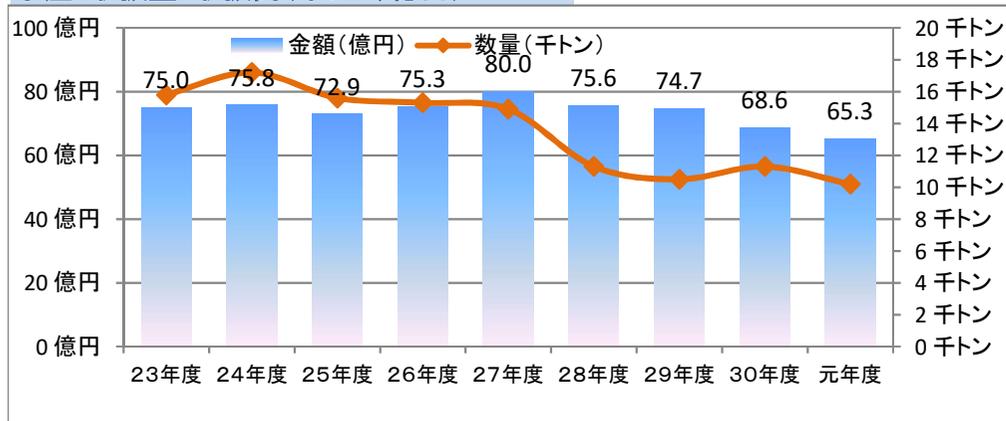
款・項・目		H30年度 決算額 (A)	R01年度 決算額 (B)	増減比較 (B-A)	伸率 (%) (B/A)	摘 要	
市場 事業 収益	営業 収益	市場(売上高割)使用料	50,434	38,227	▲ 12,207	▲ 24.2	R1.10月より使用料改定 5/1000→3/1000 水産▲8,793/青果▲2,879/花卉▲534
		施設使用料	45,967	34,789	▲ 11,178	▲ 24.3	R1.10月より使用料改定 一律1/2
		低温倉庫使用料	4,455	3,363	▲ 1,092	▲ 24.5	R1.10月より使用料改定 一律1/2
		雑収益	32,743	35,466	2,723	8.3	電気料金+1,374(水産/青果使用電力量の増) 電気料金+1,363(花卉電気使用開始)
		小 計 ①	133,599	111,845	▲ 21,754	▲ 16.3	
	営業 外 収益	受取利息及び配当金	46	47	1	2.2	
		他会計補助金	14,877	14,898	21	0.1	
		長期前受金戻入	3,162	3,162	0	0.0	
		その他雑収益	680	703	23	3.4	ぷらっとへの土地賃貸料(通年)他
		小 計 ②	18,765	18,810	45	0.2	
収入合計 ①+②=③		152,364	130,655	▲ 21,709	▲ 14.2		
市場 事業 費用	営業 費用	市場管理費	99,989	120,932	20,943	20.9	人件費▲1971 委託料▲2,278/ 光熱水費+2,813 修繕費+18,280
		減価償却費	30,003	25,572	▲ 4,431	▲ 14.8	償却資産の減
		資産消耗費	7	0	▲ 7	0.0	
		小 計 ④	129,999	146,504	16,505	12.7	
	営業 外 費用	支払利息及び企業債取扱諸費	3,760	3,080	▲ 680	▲ 18.1	
		消費税	4,027	0	▲ 4,027	▲ 100.0	使用料収入減による消費税還付のため
		小 計 ⑤	7,787	3,080	▲ 4,707	▲ 60.4	
	予 備 費	予備費	45	0	▲ 45	0.0	
		小 計 ⑥	45	0	▲ 45	0.0	
	支出合計 ④+⑤+⑥=⑦		137,831	149,584	11,753	8.5	
収支差引 ③-⑦		14,533	▲ 18,929	▲ 33,462	▲ 230.2		

(資本的収入及び支出)

款・項		H30年度 決算額 (A)	R01年度 決算額 (B)	増減比較 (B-A)	伸率 (%) (B/A)	摘 要
収入	他会計出資金	13,302	13,642	340	2.6	一般会計からの繰入金(償還元金の1/2)
	企業債	0	0	0	0.0	
	資本的収入 ①	13,302	13,642	340	2.6	
支出	建設改良費	9,623	18,108	8,485	88.2	H30水産シートシャッター・活魚/ R1水産ビニールカーテン・冷房設備・屋根葺替
	企業債償還金	26,606	27,286	680	2.6	
	資本的支出 ②	36,229	45,394	9,165	25.3	
収支差引 ①-②		▲ 22,927	▲ 31,752	▲ 8,825	38.5	

令和元年度決算 3市場合計統計データ

水産：取扱量・取扱高(千トン、億円)



取扱量・取扱高

単位: 億円、千トン

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
数量	15.8	17.2	15.6	15.3	14.9	11.3	10.5	11.3	10.2
金額	75.0	75.8	72.9	75.3	80.0	75.6	74.7	68.6	65.3

対前年増減

単位: 億円、千トン

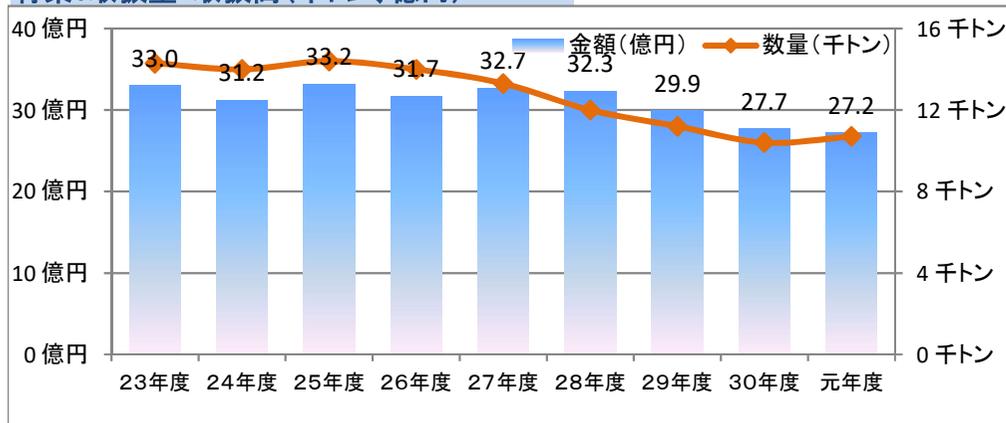
区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
数量	▲ 0.6	1.4	▲ 1.6	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 3.6	▲ 0.8	0.8	▲ 1.1
金額	3.9	0.8	▲ 2.9	2.4	4.7	▲ 4.4	▲ 0.9	▲ 6.1	▲ 3.3

対前年比

単位: %

前年比	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
数量	▲ 3.7	8.9	▲ 9.3	▲ 1.9	▲ 2.6	▲ 24.2	▲ 7.1	7.6	▲ 9.7
金額	5.5	1.1	▲ 3.8	3.3	6.2	▲ 5.5	▲ 1.2	▲ 8.2	▲ 4.8

青果：取扱量・取扱高(千トン、億円)



取扱量・取扱高

単位: 億円、千トン

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
数量	14.3	14.0	14.4	14.0	13.3	12.0	11.2	10.4	10.7
金額	33.0	31.2	33.2	31.7	32.7	32.3	29.9	27.7	27.2

対前年増減

単位: 億円、千トン

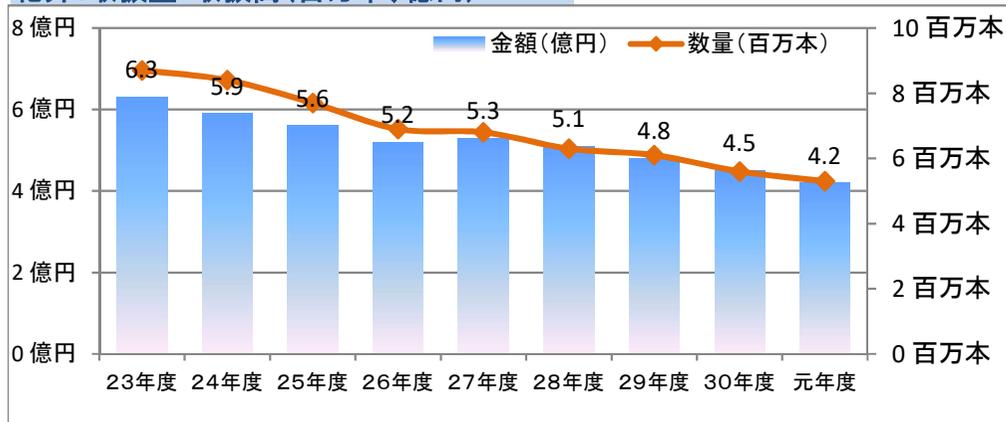
区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
数量	0.1	▲ 0.3	0.4	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 1.3	▲ 0.8	▲ 0.8	0.3
金額	▲ 2.3	▲ 1.8	2.0	▲ 1.5	1.0	▲ 0.4	▲ 2.4	▲ 2.2	▲ 0.5

対前年比

単位: %

前年比	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
数量	0.7	▲ 2.1	2.9	▲ 2.8	▲ 5.0	▲ 9.8	▲ 6.7	▲ 7.1	2.9
金額	▲ 6.5	▲ 5.5	6.4	▲ 4.5	3.2	▲ 1.2	▲ 7.4	▲ 7.4	▲ 1.8

花卉：取扱量・取扱高(百万本、億円)



単位: 億円、百万本

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
数量	8.7	8.4	7.7	6.9	6.8	6.3	6.1	5.6	5.3
金額	6.3	5.9	5.6	5.2	5.3	5.1	4.8	4.5	4.2

単位: 億円、百万本

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
数量	▲ 0.7	▲ 0.3	▲ 0.7	▲ 0.8	▲ 0.1	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.5	▲ 0.3
金額	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	0.1	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.3

単位: %

前年比	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
数量	▲ 7.4	▲ 3.4	▲ 8.3	▲ 10.4	▲ 1.4	▲ 7.4	▲ 3.2	▲ 8.2	▲ 5.4
金額	▲ 3.1	▲ 6.3	▲ 5.1	▲ 7.1	1.9	▲ 3.8	▲ 5.9	▲ 6.3	▲ 6.7

○苫小牧市公設地方卸売市場条例（昭和 4 1 年条例第 2 0 号）の一部改正

改 正 案	現 行
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第 1 3 条 市長は、市場の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、市場の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。</p> <p>(1) せり人の登録及びその抹消等に関する業務</p> <p>(2) 第 3 条第 3 号の承認及びその取消し等に関する業務</p> <p>(3) 売買取引に関する業務</p> <p>(4) 市場施設の使用許可及びその取消し等に関する業務</p> <p>(5) 市場の維持管理に関する業務</p> <p>(6) その他市場の管理運営上必要と認める業務</p> <p>2 指定管理者に前項第 2 号及び第 4 号に掲げる業務を行わせる場合における第 3 条第 3 号、第 9 条及び第 1 1 条の規定の適用については、第 3 条第 3 号及び第 9 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 1 1 条中「市長の」とあるのは「市長若しくは指定管理者の」と、「市長は」とあるのは「指定管理者は」とする。</p>	<p>※新設</p>
<p>(雑則)</p> <p>第 1 4 条 <略></p>	<p>(雑則)</p> <p>第 1 3 条 <略></p>
<p>施行日：令和 3 年 1 0 月 1 日</p>	

○苦小牧市公設地方卸売市場買出人取扱要領

改正案	現 行
<p>(趣 旨) 第1条 苦小牧市公設地方卸売市場において、<u>仲卸業者</u>から販売を受ける小売業者及び需要者(以下「買出人」という。)の取扱については、この要領の定めるところによる。</p> <p>(買出人の対象) 第2条 買出人の対象は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(1) 市場内の仲卸業者から通常取引単位で販売を受ける飲食料点小売業者</p> <p>(2) <u><削除></u></p> <p>2 次の各号の一に該当する者は、買出人となることが出来ない。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ない者</p> <p>(2) 苦小牧市公設地方卸売市場条例(昭和41年条例第20号。以下「条例」という。)その他の法令に違反して行政処分を受けた者で、処分を受けた日から起算して1年を経過してない者</p> <p>(3) 未成年者</p> <p>(4) 買出人としての信用を有さない者</p> <p>(5) 卸売業者、<u>仲卸業者</u>若しくは買受人又は卸売業者若しくは<u>仲卸業者</u>の使用人(法人にあっては、<u>役員</u>を含む。)</p> <p>(6) 法人であって、その代表者が前各号の一に該当するとき。</p> <p>(7) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体であるとき</u></p> <p>(登録申請) <u>第3条 <削除></u></p> <p>(登録有効期限) <u>第4条 <削除></u></p>	<p>(趣 旨) 第1条 苦小牧市公設地方卸売市場において、<u>仲卸人</u>から販売を受ける小売業者及び需要者(以下「買出人」という。)の取扱については、この要領の定めるところによる。</p> <p>(買出人の対象) 第2条 買出人の対象は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(1) 市場内の<u>仲卸人</u>から通常取引単位で販売を受ける飲食料点小売業者</p> <p>(2) <u>市長が特に認める者</u></p> <p>2 次の各号の一に該当する者は、買出人となることが出来ない。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ない者</p> <p>(2) 苦小牧市公設地方卸売市場条例(昭和41年条例第20号。以下「条例」という。)その他の法令に違反して行政処分を受けた者で、処分を受けた日から起算して1年を経過してない者</p> <p>(3) 未成年者</p> <p>(4) 買出人としての信用を有さない者</p> <p>(5) 卸売業者、<u>仲卸人</u>若しくは買受人又は卸売業者若しくは<u>仲卸人</u>の使用人(法人にあっては、<u>役員</u>を含む。)</p> <p>(6) 法人であって、その代表者が前各号の一に該当するとき。</p> <p>(7) <u><新設></u></p> <p>(登録申請) <u>第3条 買出人になろうとする者は、買出人登録申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(登録有効期限) <u>第4条 買出人の登録有効期限は、2年とする。ただし、更新を妨げない。</u></p>

(届出事項)

第5条 <削除>

(取引停止又は登録の取消し)

第6条 <削除>

(仲卸人の報告)

第7条 <削除>

(買出人の記章等)

第8条 買出人は、市場内においては、仲卸業者が定める記章を着用しなければならない。

(2) 仲卸業者は、前項により記章を定めた場合には、市場関係者へ周知しなければならない。

(卸売場への入場制限)

第9条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売場への買出人の入場を制限することができる。

(条例等の順守)

第10条 買出人は、条例その他の法令及びこれらに基づく指示を順守しなければならない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年11月 日から実施する。

(届出事項)

第5条 買出人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(1) 支店を設けたとき。

(2) 廃業、転業その他の理由で仲卸人との取引が出来なくなったとき。

(3) 法人であってもその名称、営業所在地及び代表者を変更したとき。

(取引停止又は登録の取消し)

第6条 市長は、買出人が次の各号の一に該当するときは、取引を停止し、又は登録を取消すものとする。

(1) 廃業、転業その他の理由により仲卸人との取引ができなくなったとき。

(2) 第2条第2項第1号、第2号又は、第5号に該当するとき。

(仲卸人の報告)

第7条 仲卸人は、買出人が前条第1号に該当することになったときは、市長に報告しなければならない。

(買出人のき章等)

第8条 買出人は、市場内においては、市長が定めるき章(様式第2号)を着用しなければならない。

(卸売場への入場制限)

第9条 市長は、売買取引上必要があると認めるときは、卸売場への買出人の入場を制限することができる。

(条例等の順守)

第10条 買出人は、条例その他の法令及びこれらに基づく指示を順守しなければならない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年11月 日から実施する。

○苫小牧市公設地方卸売市場条例（抜粋）

（苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会）

第12条 市場における売買取引等に関し必要な事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、業務規程の変更その他市場における公正かつ効率的な売買取引を確保するために必要な事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員17人以内で組織する。
- 4 委員は、卸売業者、仲卸業者、買受人その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○苫小牧市公設地方卸売市場業務規程（抜粋）

第6章 苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会

（会長及び副会長）

第57条 苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長に共に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第58条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第59条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(委任)

第60条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

苫小牧産 PR ポスター

松川鱈

とまこまい

苫小牧産の魚です。

秋 鮭

北 寄 貝

毛 蟹

100種以上の豊富な魚種

北海道苫小牧漁港
水揚げのこだわり

獲れたての魚を食卓につなぎます

衛生管理の徹底

マルトマ苫小牧卸売株式会社

A1 サイズと A3 サイズで
黒色 ver と白色 ver を制作

とまこまい

苫小牧産の魚です。

秋 鮭

松 川 鱈

北 寄 貝

毛 蟹

100種以上の豊富な魚種

北海道苫小牧漁港
水揚げのこだわり

獲れたての魚を食卓につなぎます

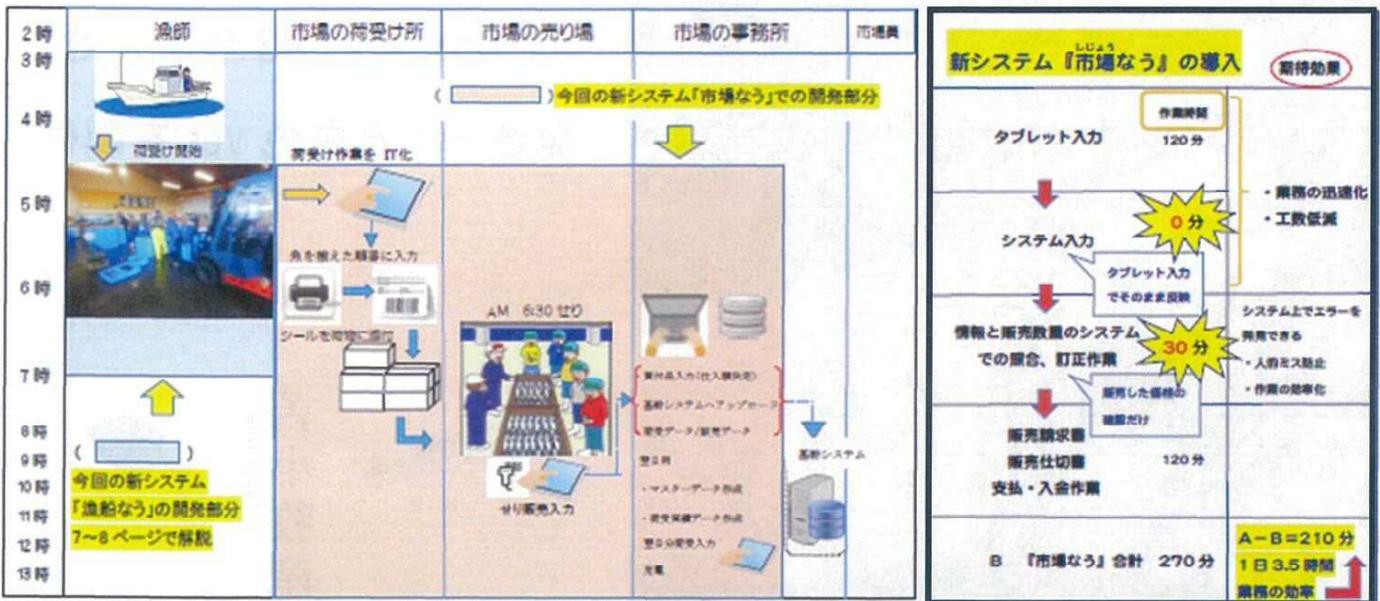
衛生管理の徹底

マルトマ苫小牧卸売株式会社

令和元年度補正・令和二年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 第2次締切
採択案件一覧(3267者)

No	受付番号	都道府県	商号又は名称	法人番号	事業計画名	認定経営革新等 支援機関名
49	R101020112	北海道			院内で補綴物を作製するシステム構築による歯科治療の時間短縮と高精度コロナ対策事業	
50	R101020113	北海道			新しい冷凍技術を用いた新冷凍設備導入による新製品開発と生産性向上	株式会社北海道銀行
51	R101020114	北海道	マルトマ苫小牧卸売株式会社	3430001053896	3密を避けたせり「魚の価値を向上させる道内初の卸売市場システム」の導入	株式会社北海道銀行
52	R101020116	北海道			高付加価値な薬用植物の生産量拡大に向けた生産設備能力の向上	
53	R101020117	北海道			体温異常検知機能搭載無人チェックインIoTシステム開発	

①運用予定新システム:市場なう



②運用予定新システム:漁船なう



99苦小牧丸
船頭 苦真古米 太郎

苦小牧生まれ苦小教育ち
苦小一歩中→苦高
特技: 神経が達人
一言: 私の獲った魚は、自信をもってご提供できます。

令和2年〇月〇日

今日のおすすめは

- ・たらばかに
- ・活平目
- ・神経メ松川カレイ

すごく良い魚なので是非(高く)購入して食べてください。



